

# センター訴訟制度を利用した暴力団事務所の 使用差止請求が認められました！！

大阪弁護士会 民暴委員会委員  
心齋橋中央法律事務所 弁護士 荻野 数馬

## 1 センター訴訟制度とは

2018年10月の当コラムで、センター訴訟制度について解説しました。詳細についてはそのコラムをご覧ください。この制度を一言で言うと、暴力団事務所の付近住民等に代わって、適格都道府県センターが裁判の当事者となり、暴力団事務所の使用差止を請求するというものです。

## 2 大阪府におけるセンター訴訟制度を利用した第1号事件

2020年3月、大阪府におけるセンター訴訟制度を利用した第1号事件として、大阪府暴力追放推進センターは、暴力団「三代目織田組」の大阪府東大阪市の暴力団事務所の使用差止めを求める仮処分を申し立てました。そして、同年5月21日、大阪地方裁判所は、この暴力団事務所の使用差止めを命じる決定をしました。

もともと三代目織田組は、大阪市内に暴力団事務所を持っていましたが、暴力団対策法に基づく特定抗争指定暴力団等として指定されたことにより、大阪市内の暴力団事務所への立入りができなくなりました。このため、三代目織田組は、大阪府東大阪市に暴力団事務所を移転させていましたが、この決定により、移転先の暴力団事務所も使用することができなくなりました。この決定が出てから6か月以上が経っていますが、2020年12月現在も三代目織田組は、大阪府東大阪市の暴力団事務所を使用していません。この暴力団事務所の付近住民等は、大阪府暴力追放推進センターに暴力団事務所の使用差止めを委託することで、暴力団事務所が移転してくる前の平穏な生活を取り戻したのです。

## 3 おわりに

以上のとおり、大阪府におけるセンター訴訟制度を利用した第1号事件では、無事に暴力団事務所の使用差止めが認められました。しかし、それでも大阪府には、多くの暴力団事務所が存在しています。

付近に暴力団事務所が存在することに悩んでいる方がおられましたら、ぜひこれを機会に、警察、大阪府暴力追放推進センター、大阪弁護士会（民暴委員会）にご相談ください。

以上

\* 本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

\* 禁転載